

I 令和2年第4回春日井市議会定例会提出議案

1 補正予算

- 第53号議案 令和2年度春日井市一般会計補正予算（第2号）
- 第54号議案 令和2年度春日井市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第55号議案 令和2年度春日井市一般会計補正予算（第3号）
- 第56号議案 令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算（第1号）
- 第57号議案 令和2年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

2 条例案

- 第58号議案 春日井市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例について
- 第59号議案 春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第60号議案 春日井市市税条例等の一部を改正する条例について
- 第61号議案 春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第62号議案 春日井市手数料条例の一部を改正する条例について
- 第63号議案 春日井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第64号議案 春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第65号議案 春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第66号議案 春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例について
- 第67号議案 春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第68号議案 春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第69号議案 春日井市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

3 一般議案

- 第70号議案 文芸館舞台照明設備改修その他工事の請負契約について
- 第71号議案 （仮称）朝宮公園多目的総合運動広場整備工事の請負契約について
- 第72号議案 （仮称）朝宮公園総合管理棟外1棟整備工事（建築）の請負契約について
- 第73号議案 高蔵寺まなびと交流センター運動場整備工事の請負契約について

- 第74号議案 熊野桜佐地区雨水2号調整池築造工事の請負契約について
- 第75号議案 消防自動車の取得について
- 第76号議案 消防自動車の取得について
- 第77号議案 消防自動車の取得について
- 第78号議案 農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

4 報告

- 報告第2号 令和元年度春日井市一般会計継続費の逓次繰越しについて
- 報告第3号 令和元年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて
- 報告第4号 令和元年度春日井市一般会計予算の事故繰越しについて
- 報告第5号 令和元年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逓次繰越しについて
- 報告第6号 令和元年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて
- 報告第7号 令和元年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて
- 報告第8号 損害賠償の額の決定に関する専決処分について
- 報告第9号 令和2年度春日井市土地開発公社の経営状況について
- 報告第10号 令和2年度公益財団法人かすがい市民文化財団の経営状況について
- 報告第11号 令和2年度公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団の経営状況について
- 報告第12号 令和2年度公益財団法人春日井市健康管理事業団の経営状況について
- 報告第13号 令和2年度公益財団法人春日井市食育推進給食会の経営状況について
- 報告第14号 令和2年度勝川開発株式会社の経営状況について
- 報告第15号 令和2年度高蔵寺まちづくり株式会社の経営状況について

補正予算	5件
条 例 案	12件
一 般 議 案	9件
小 計	26件
報 告	14件
合 計	40件

II 条例案の要旨

第58号議案

春日井市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例について

- 1 市長、副市長及び教育長の給与について、令和2年8月から令和3年3月までの間、給料月額に100分の10を乗じて得た額を減額することとするもの
- 2 施行日 令和2年8月1日

第59号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 新型コロナウイルス感染症に感染した者又はその疑いのある者の診察、検査若しくは救急搬送に係る業務又はこれらに準ずると市長が認める業務に職員が従事した場合の特殊勤務手当を日額3,000円（これらの者の身体に接触し、又は長時間にわたり近接して行う業務に従事した場合にあっては、4,000円）とするもの（附則第16項関係）
- 2 施行日 公布の日

第60号議案

春日井市市税条例等の一部を改正する条例について

- 1 地方税法の一部改正（令和2年法律第5号。令和2年4月1日等施行）等に
伴い、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 個人の市民税
 - ア ひとり親（前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）を
非課税措置の対象とするもの（第26条関係）
 - イ 寄附金税額控除について、新型コロナウイルス感染症等の影響により中
止等となった行事の入場料金等払戻請求権の放棄をした場合には、寄附金
を支出したものとみなすこととするもの（附則第30条関係）
 - (2) 法人の市民税
法人税における連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴い、規定
を整備するもの（第30条、第32条の5、第45条関係）
 - (3) 固定資産税
 - ア 登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合
における土地又は家屋を所有している者（以下「現所有者」という。）は、
現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、当該
現所有者の住所、氏名又は名称等を記載した申告書を市長に提出しなけれ
ばならないこととするもの（第66条の4関係）
 - イ 5,000kw以上の水力発電設備に係る固定資産税の特例措置として、課税
標準に乗ずる割合を4分の3（現行 3分の2）とするもの
（附則第10条の2関係）
 - ウ 中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備

等に追加された事業用の家屋及び構築物に係る固定資産税の特例措置として、課税標準に乗ずる割合を零とするもの（附則第10条の2関係）

(4) 市たばこ税

ア 課税標準について、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算することとするもの（第87条関係）

イ 課税標準について、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとするもの（第87条関係）

2 施行日

(3)イ・ウ 公布の日

(3)ア・(4)ア 令和2年10月1日

(1) 令和3年1月1日

(4)イ 令和3年10月1日

(2) 令和4年4月1日

第61号議案

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正（令和2年政令第69号。令和2年4月1日施行）に伴い、次のとおり規定を整備するもの

(1) 次のとおり非常勤消防団員等に対する損害補償の補償基礎額を引き上げるもの（別表関係）

ア 非常勤消防団員

階級	勤務年数	金額	
		現行	改正案
団長及び副団長	10年未満	12,400円	12,440円
	10年以上20年未満	13,300円	13,320円
	20年以上	14,200円	(改正なし)
分団長及び副分団長	10年未満	10,600円	10,670円
	10年以上20年未満	11,500円	11,550円
	20年以上	12,400円	12,440円
団員	10年未満	8,800円	8,900円
	10年以上20年未満	9,700円	9,790円
	20年以上	10,600円	10,670円

イ 消防作業従事者等 8,900円（現行 8,800円）

(2) 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を事故発生日における民法上の法定利率（現行 100分の5）とするもの（附則第3条の4、第4条関係）

2 施行日 公布の日

第62号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

- 1 住民基本台帳法の一部改正（令和元年法律第16号。令和元年6月20日等施行）に伴い、除票の写しの交付等に係る手数料について、次のとおり規定を整備するもの（別表関係）

事務	金額
除票の写しの交付	1件につき300円
除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1件につき300円
戸籍の附票の除票の写しの交付	1件につき300円

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和元年法律第16号。令和2年5月25日施行）に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するもの（別表関係）
- 3 施行日 公布の日

第63号議案

春日井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる被用者に対し、愛知県後期高齢者医療広域連合から支給される傷病手当金の申請の受付事務について、市が行うこととするもの（附則第3項関係）
- 2 施行日 公布の日

第64号議案

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 1 被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる被用者に対し、次のとおり傷病手当金を支給するもの
 - (1) 支給対象となる日を、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後で労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日とするもの（附則第5項関係）
 - (2) 1日当たりの支給額を、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とし、支給期間を1年6月までとするもの（附則第6項、第7項関係）
 - (3) 給与等の全部又は一部を受けることができる期間については、給与等の額が算定された傷病手当金より少ないときに差額を支給するもの（附則第9項関係）
- 2 施行日 公布の日

第65号議案

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和2年厚生労働省令第21号。令和2年4月1日施行）に伴い、放課後児童支援員の資格を得るために修了すべき研修の実施主体に中核市の長を加えるもの（第11条関係）
- 2 施行日 公布の日

第66号議案

春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例について

- 1 子どもの家を次のとおり新たに設置するもの（別表第1関係）

名 称	位 置
春日井市押沢台子どもの家	春日井市押沢台2丁目7番地

- 2 施行日 令和3年4月1日

第67号議案

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和2年厚生労働省令第40号。令和2年4月1日施行）に伴い、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 市長が保育の利用調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による利用乳幼児への保育の提供の終了に際し、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう措置を講じているときは、連携施設の確保を不要とするもの（第7条関係）
 - (2) 居宅訪問型保育事業について、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合においても保育の提供の対象とするもの（第38条関係）
- 2 施行日 公布の日

第68号議案

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正（令和2年内閣府令第33号。令和2年4月1日施行）に伴い、市長が保育の利用調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際し、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう措置を講じているときは、連携施設の確保を不要とするもの（第42条関係）
- 2 施行日 公布の日

第69号議案

春日井市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

- 1 下水道使用料の額の段階的改定のうち、第1段階の部分に係る施行日を令和3年1月1日（現行 令和2年10月1日）とするもの（附則第1項関係）
- 2 施行日 公布の日

Ⅲ 一般議案の要旨

第70号議案

文芸館舞台照明設備改修その他工事の請負契約について

- 1 契約金額 191,290,000円
- 2 契約の相手方 春日井市神屋町字森642番地
株式会社昭電設備

第71号議案

(仮称)朝宮公園多目的総合運動広場整備工事の請負契約について

- 1 契約金額 1,247,400,000円
- 2 契約の相手方 大有・大幸・アサヒ特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市岩野町2丁目13番地20
大有建設株式会社春日井営業所
構成員 春日井市勝川町5丁目31番地2
大幸建設工業株式会社
構成員 春日井市稲口町4丁目19番地3
アサヒビルド株式会社

第72号議案

(仮称)朝宮公園総合管理棟外1棟整備工事(建築)の請負契約について

- 1 契約金額 348,150,000円
- 2 契約の相手方 高柳・東洋特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町5丁目75番地
株式会社高柳組
構成員 春日井市岩野町1丁目49番地
東洋建設株式会社

第73号議案

高蔵寺まなびと交流センター運動場整備工事の請負契約について

- 1 契約金額 137,577,000円
- 2 契約の相手方 春日井市堀ノ内町4丁目1番地20
株式会社永賢組

第74号議案

熊野桜佐地区雨水2号調整池築造工事の請負契約について

- 1 契約金額 627,000,000円
- 2 契約の相手方 王春・松原特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市高蔵寺町3丁目39番地
王春工業株式会社
構成員 春日井市大泉寺町292番地58
株式会社松原組

第75号議案

消防自動車の取得について

- 1 物品内容 災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車
- 2 取得価格 139,700,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ名古屋支店

第76号議案

消防自動車の取得について

- 1 物品内容 災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車
- 2 取得価格 71,170,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区上前津二丁目12番1号
日本機械工業株式会社名古屋営業所

第77号議案

消防自動車の取得について

- 1 物品内容 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車
- 2 取得価格 51,700,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区上前津二丁目12番1号
日本機械工業株式会社名古屋営業所

第78号議案

農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

農業委員会委員の任命につき、委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とする必要があるため、議会の同意を求めるもの

IV 令和2年度補正予算の概要

＜一般会計＞

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
第53号議案		
2 総務費 30,000	1 新型インフルエンザ等対策 新型コロナウイルス感染症対策用資器材購入等	30,000
3 民生費 938,320	1 生活困窮者自立支援 (1) 住居確保給付金 48,000 離職等により住居を失うおそれがある者等に対する支給 (2) 一時生活支援事業 4,000 住居のない生活困窮者に宿泊場所等提供	52,000
	2 かすがい新生児特別給付金事業 令和2年4月28日以降に生まれた新生児に対する給付金 対象：2,500人 3万円/人 ＜事務費＞ 3,170 ＜事業費＞ 75,000	78,170
	3 かすがい子育て生活支援金事業 18歳までの児童に対する支援金 対象：52,500人 1万5千円/人 ＜事務費＞ 20,650 ＜事業費＞ 787,500	808,150
4 衛生費 843,727	1 水道事業会計繰出金 水道料金の基本料金免除に伴う減収分等に対する繰出金	843,727
7 商工費 150,000	1 地域活性化助成事業 プレミアム付クーポン券発行	150,000
10 教育費 15,000	1 学校における感染症対策事業 新型コロナウイルス感染症対策用資器材購入	15,000

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
合 計 1,977,047	財源内訳 国庫支出金 繰入金 財政調整基金繰入金	46,166 1,930,881

<企 業 会 計>

(単位：千円)

会 計 名	内 容 等	金 額
第54号議案 水道事業 2,227	1 収益的支出 営業費用 水道料金の基本料金免除に要する経費	2,227
	2 収益的収入 営業収益 水道料金の基本料金免除に伴う減収	△ 841,500
	財源 収益的収入 営業外収益 一般会計補助金	843,727

<一般会計>

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
第55号議案		
2 総務費 28,500	1 市民課窓口業務委託 マイナポイント申込支援に伴う窓口体制強化	28,500
8 土木費 221,650	1 公共下水道事業会計繰出金 下水道使用料改定時期延期に伴う減収分に対する繰出金	221,650
10 教育費 30,000	1 小学校教材等整備 1人1台端末整備	20,000
	2 中学校教材等整備 1人1台端末整備	10,000
人件費 △ 3,627	1 市長、副市長及び教育長の給料減額 令和2年8月分から令和3年3月分の給料月額を10%減額 (1) 給料 △ 2,911 (2) 共済費 △ 716	△ 3,627
合計 276,523	財源内訳 国庫支出金 繰入金 財政調整基金繰入金	28,500 248,023

<企業会計>

(単位：千円)

会計名	内 容 等	金 額
第56号議案		
市民病院事業 143,578	1 収益的支出 医業外費用 雑損失 消費税及び地方消費税	11,237 11,634 △ 397
	2 資本的支出 建設改良費 心臓外科手術用医療機器更新等整備	132,341

(単位：千円)

会 計 名	内 容 等	金 額
第57号議案 公共下水道事業	1 収益的收入 営業収益 下水道使用料改定時期延期に伴う減収 財源 収益的收入 営業外収益 一般会計補助金	△ 221,650 221,650

V 報告の要旨

1 令和元年度繰越事業の報告

(1) 継続費の逡次繰越し（地方自治法施行令第145条第1項）

（単位：円）

事業名	逡次繰越額	左の財源内訳			
		国・県支出金	地方債	その他	一般財源
報告第2号 （一般会計）					
庁舎非常用発電機取替工事 令和元年度～令和3年度	10,000,000		10,000,000		
熊野桜佐地区雨水1号調整池整備 平成30年度～令和2年度	582,051,424	201,900,000	342,100,000		38,051,424
熊野桜佐地区雨水3号調整池整備 令和元年度～令和3年度	118,702,000	95,200,000	21,100,000		2,402,000
名鉄味美駅周辺整備 令和元年度～令和2年度	281,700,000	28,875,000	229,800,000		23,025,000
朝宮公園第1期整備 令和元年度～令和3年度	462,829,900		412,900,000		49,929,900

(2) 繰越明許費の繰越し（地方自治法施行令第146条第2項）

（単位：円）

事業名	繰越額	左の財源内訳			
		国・県支出金	地方債	その他	一般財源
報告第3号 （一般会計）					
老人福祉施設非常用自家発電設備整備補助	7,580,000	7,580,000			
老人福祉施設非常用自家発電設備・給水設備整備補助	16,660,000	14,867,000			1,793,000
熊野桜佐土地区画整理事業	65,060,000	32,530,000	29,200,000		3,330,000
高座線整備	58,000,000	4,180,000	48,400,000		5,420,000
JR春日井駅南東地区市街地再開発事業補助	944,330,000	647,775,000	296,500,000		55,000
小学校ICT教育環境整備	478,200,000	135,262,000	342,800,000	50,000	88,000
中学校特別教室空調機設置工事	223,000,000	35,089,000	187,900,000		11,000
中学校ICT教育環境整備	219,200,000	58,188,000	159,100,000	1,850,000	62,000
総合体育館第2競技場・柔剣道場空調設備整備	119,183,900		89,300,000		29,883,900

(3) 事故繰越し (地方自治法施行令第150条第3項)

(単位:円)

事業名	繰越額	左の財源内訳			
		国・県 支出金	地方債	その他	一般財源
報告第4号 (一般会計)					
シティプロモーション推進業務委託	4,290,000				4,290,000
むつみ橋改修工事	38,423,000		28,800,000		9,623,000

(4) 継続費の通次繰越し (地方公営企業法施行令第18条の2第1項)

(単位:円)

事業名	通次繰越額	左の財源内訳		
		企業債	国補助 庫金	出資金
報告第5号 (公共下水道事業会計)				
南部浄化センター汚泥処理設備更新事業 令和元年度～令和2年度	222,100,000	100,200,000	121,715,000	185,000
熊野桜佐ポンプ場整備事業 令和元年度～令和3年度	149,510,000	97,500,000	52,000,000	10,000

(5) 予算の繰越し (地方公営企業法第26条第3項)

(単位:円)

事業名	繰越額	左の財源内訳				
		損益勘定 留保資金	工事収入	企業債	国補助 庫金	出資金
報告第6号 (水道事業会計)						
上水道配水管布設替工事 (上条町その1)	36,740,000	16,400,000	20,340,000			
上水道配水管布設替工事 (上条町その2)	32,450,000	18,036,000	14,414,000			
上水道熊野桜佐土地区画整理事業 地内配水管布設工事(その4)	24,090,000		24,090,000			
上水道配水管水管橋架設替工事 (大手町外1町)	13,695,000	13,695,000				
上水道配水管布設工事 (高座町)	8,415,000	8,415,000				
上水道配水管布設工事 (西山町)	9,570,000		9,570,000			

(単位：円)

事業名	繰越額	左の財源内訳				
		損益勘定 留保資金	工事収入	企業債	国庫 補助金	出資金
報告第7号 (公共下水道事業会計)						
内水シミュレーション業務委託	39,800,000				19,898,000	19,902,000
上条地区管渠整備事業	476,170,000			304,500,000	165,572,000	6,098,000
熊野桜佐地区雨水幹線等整備事業	457,370,000			282,300,000	174,800,000	270,000
第2中継ポンプ場整備事業	206,020,000			96,000,000	99,507,850	10,512,150
高蔵寺浄化センター更新整備事業	403,090,000			203,400,000	191,645,575	8,044,425

2 その他の報告

報告第8号

損害賠償の額の決定に関する専決処分について

自動車事故	6件
施設事故	1件
道路事故	8件
合 計	15件